

電子帳簿保存法に対応した電子取引サービス“@Sign”

小倉大典*
Daisuke Ogura
田口拓也*
Takuya Taguchi
古賀理沙子*
Risako Koga

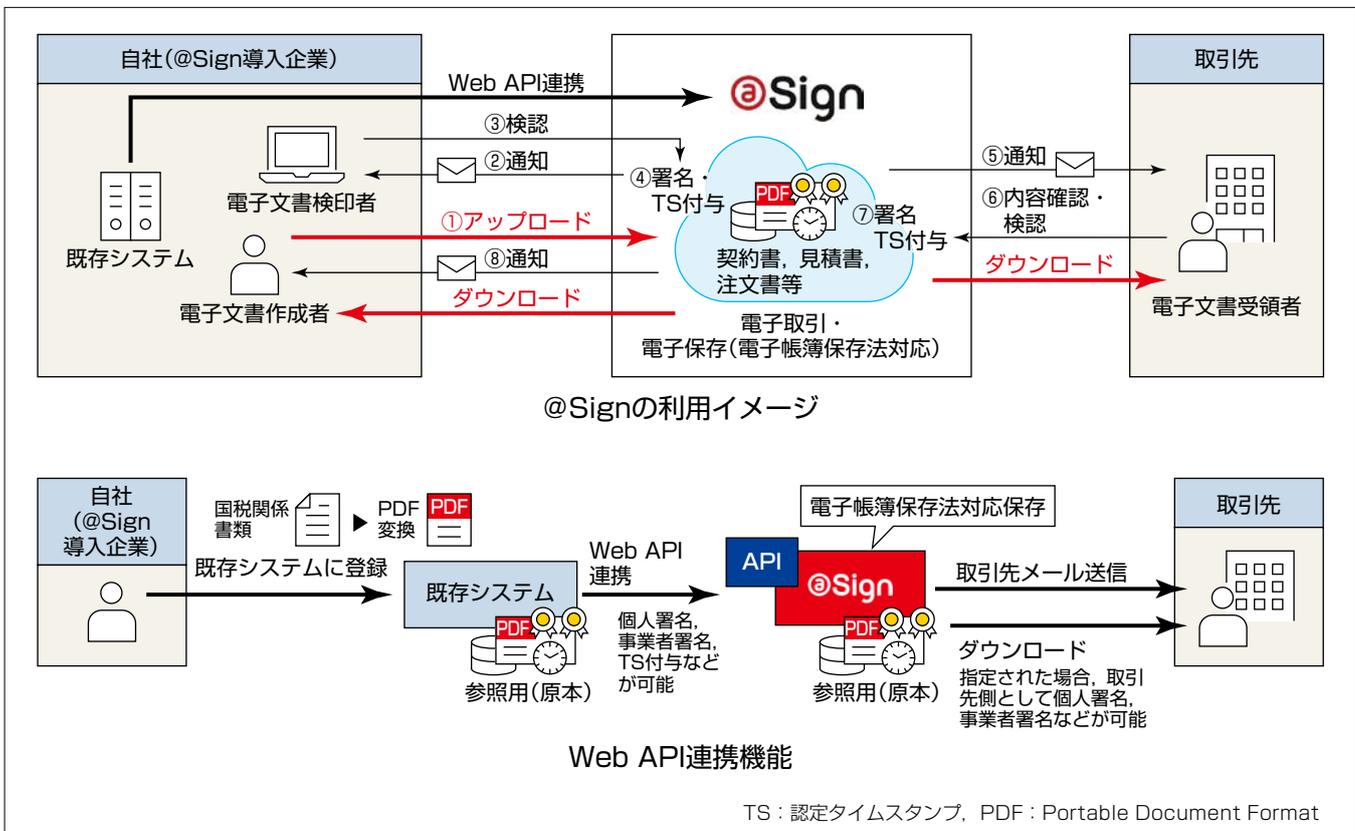
Electronic Transaction Service “@Sign” Compatible with Law Concerning Preservation of National Tax Records in Electronic Form

要旨

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染リスクを減らすため、人との接触機会を減らすことやフィジカルディスタンスを保つ必要があり、人々の生活様式に大きな変化をもたらしている。この変化は働き方にも影響しており、企業では在宅勤務などのテレワーク、オンライン会議などニューノーマル時代の働き方への対応が求められている。三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社(MIND)は、ニューノーマル時代の働き方改革に貢献するため、ハンコの手続や紙の印刷のために出社せざるを得ない業務プロセスの改善に貢献し、簡単導入、あっという間にサインできることをコンセプトに電子取引サービス“@Sign”(アットサイン)を2021年3月から提供開始した。

@Signは、契約書の締結、見積書、注文書等のファイ

ル授受・保存をオンラインで完結できる。また、電子署名・タイムスタンプ技術を活用しており、作成以降に文書が改ざんされていないことを確認でき、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」(以下“電子帳簿保存法”という。)の電子取引やスキャナ保存の要件に対応した保存や検索が可能である。また電子帳簿保存法対応として、第三者機関の公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)による“電子取引ソフト法的要件認証”と“電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証”を取得した。これからも顧客の業務の電子化やペーパーレス化など働き方改革に貢献し、安心して利用できるサービスを提供していく。



電子取引サービス“@Sign”の利用イメージ

@Signは契約書の締結、見積書、注文書等のファイル授受・保存をオンラインで完結できる。また、電子署名・タイムスタンプ技術を活用しており、作成以降に文書が改ざんされていないことを確認でき、電子帳簿保存法の電子取引やスキャナ保存の要件にも対応した保存や検索が可能である。また、システム連携を可能にするため、Web API(Application Programming Interface)連携機能も提供する。

1. ま え が き

企業は在宅勤務などのテレワーク、オンライン会議などニューノーマル時代の働き方への対応が求められている。行政手続の脱ハンコ化など行政改革も進められる中、企業での業務の電子化やペーパーレス化推進が重要になり、押印や紙の印刷のために出社せざるを得ない業務プロセスが働き方改革の課題になっている。また、ペーパーレス化といっても単に紙文書を電子化するだけでなく、セキュリティ面や対象文書によっては電子保存するための法令ガイドラインの要件があり、対応が必要になる。

ニューノーマル時代には、デジタル情報の真実性(本人性、非改ざん性)を担保する電子署名・タイムスタンプなどのIT技術活用が働き方改革推進の鍵となる。MINDは既に電子署名・タイムスタンプ技術を活用した電子証明書発行サービス、タイムスタンプサービス、及び長期署名クラウドサービスを提供している。これらのサービスに加え、MINDトラストサービス“TrustMinder”のラインアップとして、新たに@Signを2021年3月から提供開始した。TrustMinderの構成を図1に示す。

本稿では、@Signの主な機能・特長やサービス提供での課題とその対策について述べる。

2. @Signの機能・特長

2.1 電子取引・契約・検認

@Signは契約書や見積書、注文書などの電子文書をオンラインで取引先と授受できる。また、ワークフロー機能を実装し、社内文書の承認手続(検認)にも利用できるため、社内手続の可視化による業務効率化、及びワークフローの進捗状況の確認による作業漏れ防止につながる。また、ペーパーレス化による環境面のメリットや印刷代・郵送代・印紙代、紙書類の保管スペースなどのコスト削減につながる。

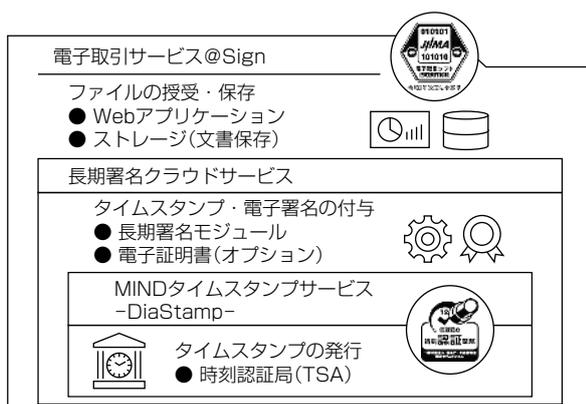


図1. TrustMinderの構成

2.2 電子署名・タイムスタンプ

@Signは主務三省(総務省、経済産業省、法務省)による“電子署名及び認証業務に関する法律に係る認定認証業務の認定”を取得した電子証明書による電子署名と、一般財団法人日本データ通信協会による“時刻認証業務の認定”を取得したタイムスタンプの付与ができる。

電子文書に電子印影だけを付与した場合、容易に複製が可能のため、不正流用や類似の電子印影を作成されることによる“なりすまし”のリスクがある。電子署名・タイムスタンプを付与することで、“誰が”“いつ”作成したかを証明し、作成以降、文書が改ざんされていないことを客観的に証明可能になる。

2.3 電子帳簿保存法に対応した電子保存

@Signはサービス契約期間中、MINDのクラウド環境に電子文書を長期保存する。@Signで授受した電子文書だけでなく、電子メールなど@Sign以外で授受した電子文書や紙文書のスキャンデータも保存可能である。利用者は電子帳簿保存法に対応した文書の保存が可能になる。また、クラウド上に電子文書を保存することで災害時などの原本喪失リスクの回避につながる。

3. サービス提供での課題

3.1 サービス導入・利用の容易化

企業によるペーパーレス化の推進には、これまでの業務プロセスの見直しが必須になる。業務の電子化やペーパーレス化が可能になっても、紙文書での業務プロセスと比較して複雑化や業務時間が増大し、押印と同等の法的効力がないようでは普及にはつながらない。このため、電子文書での真実性を担保した上でサービスの導入や利用が容易にできることが重要になる。業界を問わず様々な利用者が直接利用するクラウドサービスとしてユーザビリティの確保やアプリケーション機能、問合せ対応などの利用者支援の検討が必要である。また、@Signは受発注業務に係るサービスであり、ERP(Enterprise Resource Planning)システムなど関係する既存システムも多い。Webブラウザによる画面操作だけでなく、システム連携機能の検討も必要である。

3.2 セキュリティ

@Signは、インターネットを介してサービスを提供する。インターネット経由でどこからでもアクセス可能になるが、サイバー攻撃によるサービス停止や情報漏洩など、セキュリティ上のリスクは、企業に大きな被害や影響をも

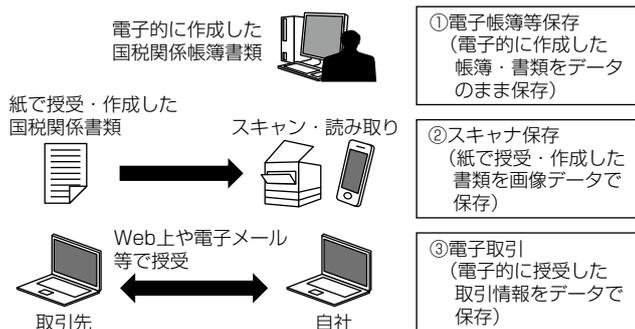


図2. 電子帳簿保存法の区分

たらず。このため、セキュリティに対するリスクマネジメントは重要な課題である。個人情報や取引情報などの重要情報を取り扱うため、これらを保護することは社会的責務でもある。セキュリティ要件やプライバシー基準を満たすサービスの検討が必要である。

3.3 法令対応

ペーパーレス化には物理的な保管スペースの削減、検索性の向上などのメリットがあるが、単に全ての文書を電子化して保存すればよいとは限らない。例えば建設業法での建設工事の請負契約書のように一定の要件を満たした上で電子化が可能な文書も一部あることから、適切な利用判断が必要になる。このため、法令ガイドラインを考慮したサービスの検討が必要である。

主な法的要件として国内では、所得税法及び法人税法によって、書類(契約書、見積書など)の保存が義務づけられており、デジタル化社会を踏まえて、電子帳簿保存法が定められている。電子帳簿保存法は、各税法で原則紙での保存が義務づけられている書類などについて、一定の要件を満たした上で電子データによる保存を可能にすること、及び電子的に授受した取引情報の保存義務などを定めた法律である。2021年度の税制改正では、電子帳簿保存法の大規模な要件緩和が行われたが、一方で利用者の自己責任がより強く求められている。電子帳簿保存法での電子データによる保存方法は、図2のように区分される。@Signは、“①電子帳簿等保存”はもとより、“②スキャナ保存”“③電子取引”の要件に対応する必要がある。

4. 課題の対策

4.1 サービス導入・利用の容易化対策

4.1.1 システムでの対応

サービス利用には専用ソフトウェアをインストールする必要がなく、インターネット環境とWebブラウザがあれば

ば利用可能である。動作環境としてパソコンだけでなく、スマートフォンもサポート対象にし、サービス提供時間である24時間365日(計画停止を除く)いつでも、外出先などのどこからでも利用を可能にした。また、直感的で分かりやすく、少ない画面操作にするなどユーザビリティを考慮した(表1)。さらに契約書だけではなく見積書、注文書などの取引文書や社内文書にも対応した(表2)。

電子文書には電子証明書による電子署名を付与することで、真実性の確保が可能になる。また、電子印影に見た目以上の効力は認められないが、社規をすぐに改訂できない取引相手からの要望などのニーズに対応するため、電子署名時の付加情報として電子印影を付与する(可視署名)機能を提供する。これらの対応によって、真実性を確保した上で導入が容易なサービスを提供する。

システム連携機能としてREST(REpresentational State Transfer) API方式のWeb APIを提供し、既存システムに専用ソフトウェアをインストールする必要がなく、サンプルコードを生成するツールも提供し、簡単に連携可能にした。Web APIを実行することで、@Signで電子文書に電子署名・タイムスタンプを付与し、ファイルの授受・保存が可能になる。また、複数ファイルの一括処理も可能になるため、一度に大量のファイルを取り扱うことが可能になる。図3にWeb APIの利用イメージを示す。

表1. @Signの画面操作機能とWeb API連携機能

メニュー	説明	ワークフロー	文書保存	取引先への送付	取引先の署名
画面操作	新規契約	電子契約で利用	◎	◎	◎ (デフォルト必須)
	新規取引	見積書等の取引で利用	◎	◎	◎ (デフォルト不要)
	電子検認	社内の電子検認で利用	◎	(スキャナ保存含む)	×
	一括検認	定型文書の一括検認に利用	×	×	×
Web API連携	既存システムとの連携に利用	×	◎ (スキャナ保存含む)	○	○

表2. @Signの対応文書

文書種別	新規契約	新規取引	電子検認	一括検認	Web API連携
契約書	○	×	×	区別なし (保存しない)	○
見積依頼書	×	○	○		○
見積書	×	○	○		○
注文書	×	○	○		○
注文請書	×	○	○		○
納品書	×	○	○		○
完了報告書	×	○	○		○
検取書	×	○	○		○
請求書	×	○	○		○
領取書	×	○	○		○
その他	×	○	○		○



図3. Web APIの利用イメージ

4.1.2 運用窓口とヘルプデスク構築

利用者の円滑なサービス利用を支援する運用窓口とヘルプデスクを構築した。

運用窓口では、サポート用のWebページ(サポートオンライン)で@Signの稼働状況やメンテナンス情報、契約約款などを公開する。今後、FAQ(Frequently Asked Questions)などコンテンツの拡充を行う。また、@Signが連携している関連システムを含めて障害やメンテナンスについてメールでサービス契約者への通知を行う。

ヘルプデスクでは、システム操作方法等の各種問合せに対してメール・電話による回答を行う。これらの対応実績を管理して定期的に改善点を抽出することで、サービスレベルの維持・向上を図り、高品質のサービスを提供する。

4.2 セキュリティ対策

@Signはインフラからアプリケーションまで一貫してMINDで提供を行っており、セキュリティ対策の迅速な対応が可能になる。セキュリティ対策として、定期及びアプリケーション機能の追加時などシステム構成の変更時に第三者によるセキュリティ診断を実施し、安心・安全のサービスを提供する。

不正侵入や不正プログラムなどの攻撃による情報窃取、改ざん、サービス妨害の脅威に対する主なセキュリティ対策を次に示す。

(1) 物理的セキュリティ

MINDデータセンターで稼働し、生体認証などによる入退室管理。

(2) ネットワークセキュリティ

クラウドWAF(Web Application Firewall)、IPS(不正侵入防止システム)、ファイアウォールによる通信制御、SSL(Secure Sockets Layer)/TLS(Transport Layer Security)による通信の暗号化。

(3) システムセキュリティ

ログイン認証、ワンタイムURL、アクセスコードによ

るアクセス制御、システムログに操作履歴などの監査証跡を保存。

(4) データセキュリティ

ファイル暗号化、データベース暗号化、ウイルス対策ソフトウェアによるデータ保護。

4.3 法令対策

法令ガイドライン対応は専門性が必要となるため、サービス企画時から弁護士、税理士の指導を受けながら開発を推進し、建設業法や電子帳簿保存法など各種法令、ガイドラインに対応したサービスを提供する。

2021年7月には、国税庁が認める第三者機関である公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)による“電子取引ソフト法的要件認証”を取得した。この認証制度は、国税関係書類をコンピュータで作成して電子的にやり取りする場合の当該取引情報の保存を行う市販ソフトウェア及びソフトウェアサービスが、電子帳簿保存法の電子取引の要件を満たしているかをチェックし、法的要件を満足していると判断したものを認証するものである。認証された製品は、国税庁やJIIMAのホームページで公表され、また認証ロゴの表示も認められている。これによって、サービスを利用する顧客は、電子帳簿保存法が要求している要件を個々にチェックする必要がなく、安心してサービスの利用が可能になる。

また、電子取引ではなく、紙で受領・作成した書類をスキャナなどで読み取り、画像データで保存する場合の電子帳簿保存法に基づくスキャナ保存の要件は、2021年12月リリースの追加機能で対応した。実際に紙書類をスキャナで読み取って電子化するスキャン機能については、システム機能の対象外のため、今後スキャン代行サービスのオプション提供も検討して用途拡大につなげる。またスキャナ保存に関するJIIMA認証制度である“電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証”について2022年2月に取得した。スキャナ保存に対応したことで、取引相手に電子取引の同意がもらえず紙で授受した書類も含めて@Signで一元管理できる。

5. む す び

ニューノーマル時代の働き方改革に貢献するため、ハンコの手続や紙の印刷のために出社せざるを得ない業務プロセスの改善に貢献し、簡単導入が可能な法令を遵守したサービスである@Signを提供開始できた。

これからも安心・安全で高品質なサービス提供を通じた、活力とゆとりある社会の実現への貢献を目指す。